



幼児教育保育学科 教授

國本 真吾

KUNIMOTO Shingo

<<専門分野>>

特別ニーズ教育学
障害児教育学
地域教育論、教育福祉論

<<メールアドレス>>

中等教育・高等教育の無償教育の漸進的導入と 地方施策における教育費負担軽減の取組み

【中等教育・高等教育の漸進的無償化】

2012年9月11日、日本政府はそれまで一部留保してきた「経済的、社会的及び文化的権利に関する国際規約」(社会権規約/国際人権A規約)第13条2(b)および(c)の留保撤回を国連に通告した。第13条は、「教育への権利(right to education)」について、(b)は中等教育の、(c)は高等教育の「無償教育の漸進的な導入」による機会均等を定めた条項である。日本政府は、1966年の規約批准以来「特に、無償教育の漸進的な導入により、」の部分留保してきたが、この撤回によって、中等教育、高等教育についても無償化へと漸進的に歩むことが義務付けられた。2022年は、留保撤回から10年を経た形である。

中等教育では、留保撤回に先立つ2010年に、「公立高等学校に係る授業料の不徴収及び高等学校等就学支援金の支給に関する法律」が制定された。この法律は、2013年に「高等学校等就学支援金の支給に関する法律」へと制度改正され、現在の「高等学校等就学支援金制度」の根拠となっている。俗にいう「高校無償化」とされるもので、就学支援金の他に、「高校生等奨学給付金」や各種奨学事業等が用意されている。

高等教育では、2019年に「大学等における修学の支援に関する法律」の成立を受けて、翌2020年度より高等教育の修学支援新制度が開始された。授業料等減免制度の創設と給付型奨学金の支給の拡充という2つの施策の組み合わせで制度設計され、消費税率10%への引上げによる増収分の一部を財源として運用されている。

【無償教育の漸進的導入と地方施策による取組み】

日本国憲法第26条では、第1項で「すべて国民は、法律の定めるところにより、その能力に応じて、ひとしく教育を受ける権利を有する」とし、第2項で「義務教育は、これを無償とする」と規定している。義務教育の範疇を超える中等教育・高等教育は、憲法上は無償とされていない。国際人権A規約の留保撤回により、憲法には規定されていないが、無償化に向けた施策が進行中である。しかし、いずれも「就学・修学」の支援が目的であって、授業料等が完全に無償という形には制度上至ってはいない。

その一方で、各自治体では学びを支えていくための独自の支援を設け、通学補助や奨学金(返還助成を含む)などの教育本体以外の周辺部分で、経済的に支えていく取組みも見いだされている。鳥取県では、2020年度から「鳥取県高校生通学費助成事業」を設け、県と市町村で高校生の通学費助成を開始した。ただし、市町村間で対象に関する違いがあり、現役高校生からの陳情により、一部見直す自治体の動きもある。また、県独自の奨学金返還を支援していくための取組みとして、2015年に県内産業界と協力した形で、全国初の奨学金返還助成制度「鳥取県未来人材育成奨学金支援助成金」を創設した。製造業、IT企業、薬剤師、建設業、建設コンサルタント業、旅館ホテル業、民間の保育士・幼稚園教諭、農林水産業と職域は限られるが、これらの職種で県内就職する若者には、県出身者に限定しないで助成する形となっている。

これらの例は一端であるが、このようにして乳幼児期の保育から青年期の高等教育に至るまでの教育無償化へ繋がる取組みを丹念にすくい上げることで、無償教育の漸進的導入の道すじを見出す作業を行っている。

【参考文献】

渡部(君和田)容子・國本真吾(2018)「保育・教育費負担の現状と地方自治体による支援策—漸進的教育無償化の視点から鳥取県を事例として—」『近畿大学生物理工学部紀要』第42号

高等教育の修学支援新制度について (実施時期: 令和2年4月1日)
※大学等における修学の支援に関する法律 (令和元年5月10日成立)

【支援対象となる学校種】 大学・短期大学・高等専門学校・専門学校
【支援内容】 ①授業料等減免制度の創設 ②給付型奨学金の支給の拡充
【支援対象となる学生】 住民税非課税世帯 及び それに準ずる世帯の学生
【財源】 少子化に対処するための施策として、消費税率引上げによる財源を活用
国負担分は社会保障関係費として内閣府に予算計上、文科省で執行

令和3年度予算額 4,804億円
授業料等減免 2,463億円※
給付型奨学金 2,341億円
※公立大学等及び私立専門学校の各地方負担分(404億円)は含まない。
国・地方の所要額 5,208億円

授業料等減免
○ 各大学等が、以下の上限額まで授業料等の減免を実施。減免に要する費用を公費から支出
(授業料等減免の上限額(年額)(住民税非課税世帯))

	国公立	私立
大学	入学金 約28万円 授業料 約54万円	入学金 約26万円 授業料 約70万円
短期大学	約17万円 約39万円	約25万円 約62万円
高等専門学校	約8万円 約23万円	約13万円 約70万円
専門学校	約7万円 約17万円	約16万円 約59万円

給付型奨学金
○ 日本学生支援機構が各学生に支給
○ 学生が学業に専念するため、学生生活を送るのに必要な学生生活費を支払うよう措置

	給付額(年額)(住民税非課税世帯)
国公立 大学・短期大学・専門学校	自宅生 約35万円、自宅外生 約80万円
国公立 高等専門学校	自宅生 約21万円、自宅外生 約41万円
私立 大学・短期大学・専門学校	自宅生 約46万円、自宅外生 約91万円
私立 高等専門学校	自宅生 約32万円、自宅外生 約52万円

住民税非課税世帯に準ずる世帯の学生
住民税非課税世帯の学生の2/3又は1/3を支援し、支援額の段差を滑らかに

年収目安 約270万円(非課税) 約300万円 約380万円

給付型奨学金 2/3
授業料等減免 2/3

支援対象者の要件
○ 進学前は成績で否定的な判断をせず、レポート等で本人の学習意欲を確認
○ 大学等への進学後の学修状況に厳しい要件
大学等の要件: 国又は自治体による要件確認を受けた大学等が対象
○ 学問追求と実践的教育のバランスが取れた大学等
○ 経営に課題のある法人の設置する大学等は対象外

※詳細は、文部科学省ホームページ「高等教育の修学支援新制度」参照 (http://www.mext.go.jp/a_menu/koutou/hutankeigen/index.htm)

大学評価学会第15回大会(別府大学、2018.3.3-4.ポスター)

**鳥取県における
保育・教育費負担の現状と支援策**

渡部(君和田)容子(近畿大学)、國本 真吾(鳥取短期大学)

問題意識: 保育政策も教育政策も、全国レベルでの策定とともに、地方においてはその圏域における福祉・産業・定住・地域振興等の観点と財政状況から独自の施策や動きが存在する。それぞれの施策や取組は、その地域に住む人々の視点からはどのような意味を持つのであろうか。鳥取県における就学前の保育・幼児教育から高等教育までの負担の現状と支援策をトータルに捉えた上で、その特徴と今後の課題を探る。

鳥取県: 推計人口564,390人(平成30年1月1日現在)、全国で人口が一番少ない県である。東部(鳥取市他)・中部(倉吉市他)・西部(米子市・境港市他)の4市14町1村から成っている。

方法: 就学前-義務教育-高校-大学等の教育階梯ごとに現状と支援策(□国・○県市町村)を調査し、それらをトータルに捉え有機的な結びを探る。

【左図】
渡部(君和田)容子・國本真吾(2018)「鳥取県における保育・教育費負担の現状と支援策」大学評価学会第15回大会ポスター発表より

【出典】
文部科学省HP「高等教育の修学支援新制度」
https://www.mext.go.jp/a_menu/koutou/hutankeigen/index.htm